

異動届出書(給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書)の記入例

■退職・一括徴収しない場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度

京都府八幡市長 所在地 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地 指定番号 1234567
 令和 8 年 10 月 6 日提出 フリガナ ヤワタシヨウジ カサキカイイシヤ 宛名番号 0001
 氏名又は名称 八幡商事 株式会社 所属 人事課
 個人番号又は法人番号 8888888888888888 担当者氏名 八幡 花子
 個人番号又は法人番号 8888888888888888 受給者番号 075-983-1111 内線 (1234)

フリガナ ヤワタジロウ 旧姓
 氏名 八幡 次郎 (ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)
 生年月日 S・H 45 年 1 月 3 日 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法
 個人番号 1111111111111111 受給者番号 6 月から 10 月から 8 年 1 1 1. 特別徴収継続
 1月1日現在の住所 八幡市 八幡大谷85番地 9 月まで 5 月まで 10 月 1 2. 一括徴収
 異動後の住所 120000 円 40000 円 80000 円 3 日 3 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
 指定番号 〒 (新規) 法人番号 新たな勤務先へは、月額額 円を 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
 所在地 フリガナ 担当者氏名 氏名 氏名 氏名
 氏名又は名称 受給者番号 納入書の要否(原則の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 徴収予定日(上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円

3. 普通徴収の場合
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 世帯コード 個人コード 備考
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 年度 月割一括 期・通 処理日
 3. 死亡による退職であるため

1 選択した番号に応じて下の1, 2, 3にも記入してください。

■退職・一括徴収する場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度

京都府八幡市長 所在地 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地 指定番号 1234567
 令和 9 年 2 月 6 日提出 フリガナ ヤワタシヨウジ カサキカイイシヤ 宛名番号 0001
 氏名又は名称 八幡商事 株式会社 所属 人事課
 個人番号又は法人番号 8888888888888888 担当者氏名 八幡 花子
 個人番号又は法人番号 8888888888888888 受給者番号 075-983-1111 内線 (1234)

フリガナ ヤワタジロウ 旧姓
 氏名 八幡 次郎 (ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)
 生年月日 S・H 45 年 1 月 3 日 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法
 個人番号 1111111111111111 受給者番号 6 月から 2 月から 9 年 1 1 1. 特別徴収継続
 1月1日現在の住所 八幡市 八幡大谷85番地 1 月まで 5 月まで 1 月 1 2. 一括徴収
 異動後の住所 120000 円 80000 円 40000 円 31 日 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
 指定番号 〒 (新規) 法人番号 新たな勤務先へは、月額額 円を 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
 所在地 フリガナ 担当者氏名 氏名 氏名
 氏名又は名称 受給者番号 納入書の要否(原則の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 徴収予定日(上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円

3. 普通徴収の場合
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 世帯コード 個人コード 備考
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 年度 月割一括 期・通 処理日
 3. 死亡による退職であるため

1 選択した番号に応じて下の1, 2, 3にも記入してください。

異動届出書の提出先

京都府八幡市役所
 市民生活部 税務課 市民税係
 〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地
 TEL(075)983-1113(直通)
 (075)983-2164(直通)

■転勤の場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度

京都府八幡市長 所在地 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地 指定番号 1234567
 令和 9 年 2 月 6 日提出 フリガナ ヤワタシヨウジ カサキカイイシヤ 宛名番号 0001
 氏名又は名称 八幡商事 株式会社 所属 人事課
 個人番号又は法人番号 8888888888888888 担当者氏名 八幡 花子
 個人番号又は法人番号 8888888888888888 受給者番号 075-983-1111 内線 (1234)

フリガナ ヤワタジロウ 旧姓
 氏名 八幡 次郎 (ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)
 生年月日 S・H 45 年 1 月 3 日 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法
 個人番号 1111111111111111 受給者番号 6 月から 11 月から 8 年 2 1 1. 特別徴収継続
 1月1日現在の住所 八幡市 八幡大谷85番地 10 月まで 5 月まで 11 月 1 2. 一括徴収
 異動後の住所 120000 円 50000 円 70000 円 1 日 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合
 指定番号 〒7654321 (新規) 法人番号 9999999999999999 新たな勤務先へは、月額額 10,000 円を 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
 所在地 〒573-1111 枚方市大垣内町1丁目1番地 所属 経理課
 フリガナ ヤワタシヨウジ カサキカイイシヤ ヒラカサシヤ 担当者氏名 氏名 氏名
 氏名又は名称 八幡商事 株式会社 枚方支店 受給者番号 072-841-1111 納入書の要否(原則の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 徴収予定日(上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限)で 納入します。
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円

3. 普通徴収の場合
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 世帯コード 個人コード 備考
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 年度 月割一括 期・通 処理日
 3. 死亡による退職であるため

1 選択した番号に応じて下の1, 2, 3にも記入してください。